

青森市町会連合会事務局発行

事務局

89号 57・12

○ 地区連合町長会議 9/25 市第四委員会室
 案件、コミュニティ推進事業の補助金交付制度の説明
 北川総務課長より要綱説明した外、
 ●地区長は、単位町会を指導してほしい。
 ●手続は、地区長がまとめ、補助金は市より単位町会へ直接振込む。

○ 東部第十区誕生 10/14付

月見野町会と戸山ヶ丘町会は、従来、東部第五区であったが、同区内他町会とは生活環境も全く異なり、また将来東北一大規模団地への膨張も予想されるので、現在二町会ではあるが東部第十区として創設することになった。(会長は月見野町会長 大川 浩司)

○ 八戸市交通安全連合会と対談

10/5 於市第四委員会室

十月五日、八戸市交通安全連合会二十五名来青、当会より会長外四名出席、懇談、交通安全の悩みはいずこも同じ、特筆することもなかつた。八戸市には全市的町会連合会が二年前には組織されたが政治屋が介入して崩壊、いま、除々に再組織の兆しがみえているという。いつの世も町内会に政治介入はタブーである。

○ 部長会

10/5

於市第四委員会室

- 十月十八日の役員会について
- 分担金改訂について
- その他

○ 総務部会

10/9

- 三十周年記念誌内容について

●コミュニティづくり推進補助金交付制度について
 ●分担金改訂について
 三十周年記念事業については、約三百万円の経費を見込み、三ヶ年計画で基金を準備、(主として幹旋品の収益)各町会、会社等より寄付金、広告料は一切とらない方針を確認。

分担金については、昭和五十四年より、一世帯三十円であったが、その後、切手、ハガキの値上がり、地区連合町会への助成(五〇万八千円)外諸物価の値上がりを考え、一世帯三十円を四十円にする案、これにより約八〇万円の収入増になるが、一応役員会の意見をきくことにした。

○ 梨ノ木清掃工場見学

西部第七区連合町会(会長川口要作)では十月二十一日、地区町内婦人五〇名、参加、N H K会館見学後、梨ノ木清掃工場見学、当会よりは、

ポリ袋一把握(十枚入り)参加者へ進呈。

○ 街灯情報

(アンケートまとめ)

(一) 増灯数(昭和五十六年度中)五四四灯(予定含む)
 (二) 修理費(昭和五十六年度中)二一、〇〇八、五五六円
 (三) 増設費(昭和五十六年度中)五、〇九七、一六〇円
 (四) 町会の電気料支払額(昭和五十七年度中)

七四、九八四、二〇〇円(予定含む)
 ○町会で支払った街灯関係総額(二十三)(二十四)は一億百八万九千八百拾六円
 ○市の電気料補助金は、五四、二〇七、〇七五円(昭和五十七年度分)
 ○電気料に対する補助率は七二・二%である。

○ 街灯関係総支払額に対する補助率は、五三・六%になる。
 なお、二回催促しても、全然音沙汰ない町会が十三町会あった。
 未提出町会の分は、右の統計に含まれない。今後は是非ご協力をお願ひしたい。

○ 大鯛の季となり釣人着ぶくれて

かつお



○ 幹旋品情報

10/18 於東北電力会議室

出席者 五十二名

○ 市長と語る役員の集い

○ 市町会連合会を通じてまとめた方がよくなかったか。
 ○ 内容による、共同行為を伴うものを主とした。
 ○ 毎年実施したい。
 ○ 町会の事業は、殆どコミュニティ対象事業に該当している。
 ○ 「その他、市長の認める事業」の内容はヒモ付か。
 ○ 申請は一定の形式で決めてほしい。
 ○ 「ヒモ付」ではない。単にこの欄に記載していない事業という意味だ。
 ○ 形式は一定の様式で簡単にする。

○ 事務といつても、事務局はないので、支所にお願いしたいが、非協力的な支所もある。
 ○ この場合の世帯数の基準はいつにするか。
 ○ どちらでもよい、町会の事情にお任せかせる。
 ○ 事務といつても、自宅でできる簡単なものである。
 ○ 事務といつても、自宅でできる簡単なものである。
 ○ どちらでもよい、町会の事情にお任せかせる。
 ○ 事務といつても、事務局はないので、支所にお願いしたいが、非協力的な支所もある。
 ○ この場合の世帯数の基準はいつにするか。
 ○ 市町会連合会で定めた届出の月日にしたい。
 (大体、前年度の五月一日現在である。)

○ 市長と語る役員の集い

10/18 於東北電力会議室

出席者 五十二名

○ 市藤市長より大青森市の将来の展望とビジョンについて約一時間にわたり熱のこもったお話は感銘深いものであり、役員にとってよい研修の場となつた。終つてこれについての若干の質問に答えられた。
 市長退席後、北川課長とコミュニティについての質問と、話し合いがもたらされた。

終了後、会長より、現在の町会からの分担金が四年間据置になつてゐるが、郵税の値上げ、地区連への助成措置などの関係もあり、従来の一世帯三十円を四十円に値上げの案を出されたが、異議なく可決された。

○ コミュニティづくり、補助金交付の申請書と報告書の用紙の余分がありますので、必要な方は事務局までお申出ください。